

平成 17年 10月 27日

千葉県知事 堂本 暁子 様
千葉市長 鶴岡 啓一 様

J F E スチール株式会社
代表取締役社長 馬田 一

改善対策の実施状況報告

平成 17年 2月 17日、及び平成 17年 3月 9日付けにて、千葉県・千葉市殿にご報告申し上げた改善計画書に関して、平成 17年 10月時点での改善の進捗について、添付書類のとおり実施状況をご報告申し上げます。

今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

目次

1. 千葉地区における環境管理体制の抜本的建直し
2. 本社における指導體制の強化
3. ダスト精錬炉及びその関連施設におけるシアン対策
4. 排水溝におけるその他の基準超過対策の進捗
5. 県民・市民の皆様への情報開示

平成 17 年 2 月 17 日、及び平成 17 年 3 月 9 日付けにて、千葉県・千葉市殿にご報告申し上げた改善計画書に関する改善実施状況についてご報告いたします。

平成 17 年 4 月 28 日、ならびに 7 月 27 日に、改善実施状況についてご報告申し上げておりますので、それ以降の進捗を中心にご報告申し上げます。

1. 千葉地区における環境管理体制の抜本的建直し

環境管理部門の機能強化・幹部による指導の強化を中心とする体制の見直し、及び公害防止協定遵守への取組み等の活動につきましては、7 月 27 日に報告いたしました体制・活動を継続しておりますので、今回の報告は省略させていただきます。

(1) 環境マネジメントシステムの運用

今回の環境問題に関連し、東日本製鉄所（千葉地区）は、ISO14001（環境マネジメントシステム）の登録一時停止の通知を認証機関である日本検査キューエイ株式会社(JICQA)より受けておりました。

その後千葉地区では、抜本的な環境管理体制の立て直しをはかるとともに、製造部門の責任を明確にし、全社員の環境保全意識を改革してまいりました。

これらの活動が軌道にのったことを受け、本年 7 月に JICQA の再審査を受けました。この結果、重大不適合に対する是正処置の完了とその有効性を評価・確認していただき、8 月 4 日付けにて ISO14001 の登録一時停止の解除通知をいただくことが出来ました。

環境保全への取組みを今後も風化させることなく組織に定着させるために、標準化を進めるとともに、各部門の活動を監査等によりフォローしてまいります。

(2) 水質異常監視の強化と水質分析データの管理について

排水口・排水溝における異常の迅速把握のために、自動分析器の導入拡大を推進中です。自動分析器は、短時間で結果が判明するため、異常の兆候を速やかに発見し、基準超過を未然防止する上で有効です。

実施計画案がまとまり、5 月 27 日に千葉県・千葉市殿に事前協議書を提出し、8 月 2 日に千葉県・千葉市殿の審議が終了し着工いたしました。現在、

平成 18 年 1 月完了を目標に導入を推進中です。

(3) 公害防止管理者資格取得推進

千葉地区では、今年の秋から 3 ヶ年計画でエンジニア全員に公害防止管理者の資格受験を義務付けました。

受験対象となる技術系社員が千葉地区に 238 名いますが、今年の 9 月、10 月に実施された試験では、57%にあたる 135 名が受験しました。

受験を通し、環境関連の法規・技術的な内容を身に付け、環境保全意識を高めることが主眼ですので、受験者全員に対し事前学習を義務付けることにしました。具体的には 7 月以降、大気・水質ともに各々 10 回の所内教育を実施し、受験者の意識・知識の向上に役立てました。

受験結果を踏まえて、平成 17 年度中に千葉地区全 11 工場に公害防止管理資格者を配置し、各工場の環境保全活動の推進役としての機能を果たす予定です。

2. 本社における指導体制の強化

(1) 本社監査部による環境監査

外部コンサルタントを加えた体制で、引き続き監査を継続中です。JFE スチールの各事業所の監査を 3 月～6 月にかけて実施しましたが、その後の改善状況を確認するために、9 月から 10 月初旬（千葉地区：9 月 7 日実施済）にかけてフォロー監査を実施し、管理レベル向上に向けての各事業所の取組み状況を確認しました。

今後も各事業所の取組みを継続的にフォローしてまいります。千葉地区については本年 12 月と来年 3 月に監査を予定しています。

グループ会社については、10 月末現在 19 社 29 事業所の環境監査を実施し、環境負荷の高い事業所については監査を一巡しました。今後とも、既実施事業所へのフォロー監査と、その他の未実施事業所への監査を進めます。

(2) CSR (Corporate Social Responsibility) 会議の開催

7 月より CSR 関連のテーマに関する最高意志決定機関として、社長を議長とする CSR 会議（事務局：CSR 室）を設置し、9 月までに 4 回開催し、各部会（ルールの整備・周知、コンプライアンス、等）の今年度の活動方針を審議致しました。

今後は、以下に示す活動方針に従い具体的な活動を進めてまいります。

【主な活動方針(抜粋)】

部 会	主な活動方針
ルールの整備・周知	・法分野毎の主管部署/協力実施部署の明確化 ・法務責任者の任命 ・法令改廃情報の早期把握体制の確立
CSR 意識の浸透	・コンプライアンス・マニュアルの作成
コンプライアンス	・海外コンプライアンス体制の整備
グループ会社	・各社の規模等に応じた CSR 推進体制の整備 分野別「サポートチーム」の設置 等

(3) 環境管理諮問委員会の設置

メンバーに、社外委員として下記の環境関係有識者を2名迎え入れ活動を開始しています。

松尾友矩氏 (東洋大学学長)

寺島 泰氏 (大阪産業大学人間環境学部教授)

5月24日に第1回目の委員会を開催し、8月31日には千葉地区の現地視察を実施しました。この結果を踏まえ、第2回目の委員会を10月25日に開催し、主に土壌・地下水の調査に関して具体的な内容の報告を受け、改善方針について審議を行いました。

(4) 公害防止管理者資格取得推進

弊社のエンジニア全員(対象者は約1,800人)に公害防止管理者の国家資格試験受験を義務付け、今秋の国家試験では約800名が受験しました。今後も計画的に受験をさせ、環境保全意識の向上に役立ててまいります。

3. ダスト精錬炉及びその関連施設におけるシアン対策

(1) 西六号排水口におけるシアン対策

西六号排水口におけるシアンの基準超過の原因と改善計画については、『千葉市環境審議会環境保全推進計画部会 シアン対策専門委員会』にて、4月19日、5月9日、5月24日、6月1日の4回にわたりご指導、ご審議いただきました。ここでの審議結果を受けて、6月2日に千葉県・千葉市殿に事前協議書を提出し、8月8日に千葉県・千葉市殿の審議が終了しました。その後、水質汚濁防止法関連の届出を行い、8月22日に改善工事に着手いたしました。

現在、平成17年12月の完成を目指して改善工事を推進中です。

今後、改善工事の完了時点で『シアン対策専門委員会』に現地をご確認いただき、同委員会のご了解を得た後に操業を再開する予定です。

なお、改善の具体的な内容に関しては、シアン対策専門委員会に提出した『改善計画書』に詳述し、弊社千葉地区ホームページに公開しております

(2) ダスト精錬炉周辺の土壌・地下水の調査状況

シアンによるダスト精錬炉周辺の土壌、及び地下水への影響について調査するために、ダスト精錬炉周辺の表層部の土壌と表層水のシアンを分析しました。この結果を『シアン対策専門委員会』に報告しご審議いただくとともに、今後の調査計画に関してご指導をいただいております。

調査の結果、ダスト精錬炉周囲の表層部の土壌と表層水でシアンが検出されました。詳細の調査結果に関しては、シアン対策専門委員会に提出した『ダスト精錬炉および関連施設からのシアン化合物の飛散・流出の原因と対策（中間まとめ）』に詳述し、弊社千葉地区ホームページに公開しております。

更に詳細な汚染状況を把握するために、ダスト精錬炉周辺の表層と深度方向の測定を追加実施するとともに、過去にダスト精錬炉より発生したスラジ類を仮置きした場所についても調査中です。

また、シアンの流出径路についても、地下の排水配管の敷設状況や排水径路等につきまして調査を継続中です。

調査終了後、シアンバランスに関して定量的な評価を加え、汚染原因ならびに排出口への排出径路を検証するとともに、土壌・地下水の浄化・監視を検討・実施します。

(3) 西七号排水口での基準値超過について

西七号排水口でのシアンの基準値超過の対策につきましては、原因となったダスト精錬炉発生スラジのヤード置きを中止し、スラジを造粒化し焼結工場に直接投入する設備を設置予定です。

本改造計画に関しても、シアン対策専門委員会でご了解をいただき、その後6月21日に千葉県・千葉市殿に事前協議書を提出し、8月19日に審議が終了し、改善工事に着手いたしました。現在、平成17年12月の完成を目指して改善工事を推進中です。

4. 排水溝におけるその他の基準超過対策の進捗

資料1にて、排水溝におけるその他の基準超過項目についての原因と対策、及び現在の進捗を報告いたします。

5. 県民・市民の皆様への情報開示

弊社ホームページにて、県民・市民の皆様へ、弊社東日本製鉄所（千葉地区）の水質管理に関するデータを当初平成17年3月分より毎月公開中です。

また、シアン対策専門委員会に提出いたしました中間まとめ、及び改善計画書に関しても、同様にホームページに公開しています。

一方、6月15日には、地域の方々（具体的には近隣26町会の代表者）に対して、一連の環境問題を説明し、現地を視察いただきました。さらに、9月3日には、近隣の方に再度現地をご視察いただき、改善工事の進捗等についてご確認いただきました。多くの方から、弊社の取組みに対するご意見、ご指導を数多くいただきました。今後、これらの意見を弊社の活動に活かし、地域の信頼回復に努めてまいります。